



<http://himawari.nagoya/> Email:himawarisouzoku@yahoo.co.jp TEL/FAX075-802-0215

令和4年1月

新年あけましておめでとうございます。素晴らしい1年となるようお祈りいたします。コロナで2年が経過しました。世の中のシステムが変貌しつつあるように感じます。働き方や、電子化など年寄りにはつらい現実があります。小生も“ジジイ”の割にはパソコンが触れると自負しておりましたが、最近のこの分野の進化のスピードにはついて行けません。しかしながらデジタル化は進んでいくでしょう。

家族信託について

平成28年くらいからこの制度に着目してほぼ5年が経過しました。私自身を取り扱った例はまだ一桁ですが、全国的にはかなり広がってきておりまた問題点も多くなってきております。相続問題の全てが家族信託で解決するわけではなく、問題点を解決する方法の一つであること、全ての問題点が解決するわけではありません。金融機関や賃貸管理会社、証券会社、保険会社などがこの民事信託について少しずつ理解を深めてきていると感じます。

超高齢化社会の現在、以前においては、相続対策は富裕層が抱える問題とされてきましたが、高齢化の問題点として大きく分けて次の通りと考えております。

- ①相続（税）対策
- ②認知症対策
- ③資産承継対策
- ④死後事務対策

家族信託を組成する場合には、これらのことを踏まえて組成しなければなりません。また変更もありうることです。以下問題点として

相続（税）対策

- * 生前贈与の利用
- * 借入した資金などによる不動産等への組み換え方法
- * 現金化が容易な資産への組み換え
- * 生命保険を利用した相続対策

認知症対策

- * 相続時精算課税の利用

- * 任意後見制度の利用
- * 金融機関の代理人制度の利用
- * 商事信託の利用
- * 認知症保険の活用
- * 家族によるキャッシュカードの利用

資産承継対策

- * 家族信託と遺言書の併用
- * 遺言執行者の定
- * 遺言信託の利用

死後事務対策

- * 死亡後におこなわなければならない手続き
- * 死後事務委任契約の利用

償却資産税の申告

アパートオーナーの皆様には、市役所より償却資産税の申告書が届いていると思います。償却資産の申告について、以前は（10年以上前）地方公共団体も厳しく追及はなかったもので、熟知しておられないオーナー様も多々ありました。アパートに付随する、駐車場設備、自転車置き場、フェンス、等が対象になります。当方で電子申告において対応しております。

家族信託の組成に伴う費用については

- 1 概略の設計
- 2 組成の意思決定
- 3 関係する方々への説明とご理解をえる
- 4 信託契約書作成など「実務」を行う段階
- 5 信託組成後の継続的なフォロー

コーディネート契約組成で30万円（資産加算あり）不動産を信託登記の場合は登録免許税など将来の介護費・後見費用と係る費用と資産の保全相続対策の可能性など勘案して決めるべき。何よりも家族の理解が必要です。

気軽にお問い合わせください。

ひまわり相続相談室：075-802-0215 携帯 090-6671-9268 e-mailsakaitoshio76@gmail.com